

論 説

国際金融取引

——グローバル・2国モデル

紀 国 正 典

I はじめに

本稿の課題は、国際金融機能の具体的な取引の方法とメカニズムを、グローバル・2国モデルで、明らかにしようとするものである。グローバル・2国モデルの方法や意義について、さらにこのモデルの下での国際金融システムの基本的特質については、前稿で述べた。ただし前稿では、国際金融機能を担当できる2国の国民金融制度を前提にすることによって、2国の金融制度選択の可能性を理論的に明らかにし、ここから国際金融システムの複合性と競争性という2大特質を導びいただけであった。すなわち国際金融機能は、いずれかの国の国民金融要素によって遂行されざるを得ないので、2国モデルではA国、B国のはずれかの国民金融要素がその役割を果たさなければならぬことを、理論的に確定しただけであった。それゆえ、どのような取引メカニズムによってそれが行われるかについては、まだ具体的な全体像をみていなかったのである。本稿はその続編にあたる。¹⁾

以下、国際金融機能を国際決済機能と国際貸借機能に分け、そのそれぞれについてA国の国民金融制度が利用される場合とB国の国民金融制度が利用される場合について、具体的なその取引の方法とメカニズムをみることにする。²⁾

このすべてを詳細に述べると煩雑になるので、基本的なところにとどめ、全体については第1表の国際金融機能総括表を参照していただくことにしよう。

第1表は、縦軸に、国際決済機能と国際貸借機能に分けた国際金融機能を取

第1表 國際金取引総括表（2国モデル）

國民金融制度		B國の國民金融制度の利用			
國際決済機能(支払いの方向)		A國の國民金融制度の利用		取引方法	
A国 → B国		① A国所在銀行に開設の、 B国所在銀行の当座預金への 振込み（B国企業・個人の 要求支払い預金への 込み）	対外資産・負債の増減	⑦ B国所在銀行による A 国に対する A 国の負債 の増加、または資産の減少 (A 国通貨建て：先方勘定) A国に対する B 国の資產 の増加、または負債の減少 (A 国通貨建て：当方勘定)	取引方法 A国に対する B 国の資產 の増加、または負債の減少 (B 国通貨建て：先方勘定) A国に対する B 国の資產 の増加、または負債の減少 (B 国通貨建て：当方勘定)
A国 ← B国		② A国所在銀行による B 国所在銀行への貸付け、ま たは A国所在銀行に開設 の、B国所在銀行の当座預 金からの払い出し（B国企 業・個人への貸付け、ま たは要求払い預金からの 払い出し）	B國に対する A 国の資產 の増加、または負債の減少 (A 国通貨建て：先方勘定) A国に対する B 国の負債 の増加、または資産の減少 (A 国通貨建て：当方勘定)	⑧ B国所在銀行の当座預金へ の振込み（A国企業・個 人の要求払い預金への振 込み）	取引方法 A国に対する B 国の負債 の増加、または資産の減少 (B 国通貨建て：先方勘定) B国に対する A 国の資產 の増加、または負債の減少 (B 国通貨建て：当方勘定)
國際貨借機能(資本移動の方向)		取引方法		対外資産・負債の増減	
A国 → B国 間接金融		③ A国所在銀行による B 国向け対外貸付け（A国通 貨建て、B国通貨建て）	B國に対する A 国の資產 の増加、または負債の減少 (A 国通貨建て、B 国通 貨建て)	⑨ B国所在銀行による A 国からの預金受け入れ（B 国通貨建て、A国通貨 建て）	取引方法 A国に対する B 国の負債 の増加、または資産の減少 (B 国通貨建て)
直接金融		④ A国証券市場での B 国による証券の上場・発行・ 販売（A国通貨建て、B 国通貨建て）		⑩ B国証券市場での A 国による証券の購入・取得 (B国通貨建て)	取引方法 A国に対する B 国の資產 の増加、または負債の減少 (B 国通貨建て)
A国 ← B国 間接金融		⑤ A国所在銀行による B 国からの預金受け入れ（A 国通貨建て、B国通貨建て）	B國に対する A 国の負債 の増加、または資産の減少 (A 国通貨建て、B 国通 貨建て)	⑪ B国所在銀行による A 国向け対外貸付け（B国通 貨建て、A国通貨建て）	取引方法 A国に対する B 国の資產 の増加、または負債の減少 (B 国通貨建て)
直接金融		⑥ A国証券市場での B 国による証券の購入・取得 (A国通貨建て、B国通 貨建て)		⑫ B国証券市場での A 国による証券の上場・發行・ 販売（B国通貨建て、A 国通貨建て）	取引方法 A国に対する B 国の資產 の増加、または負債の減少 (B 国通貨建て)

り、横軸に A 国の国民金融制度が利用される場合と B 国の国民金融制度が利用される場合を取り、それらの組合せによって、2 国モデルで考えられるすべての国際金融取引を一覧できるように、表にまとめたものである。さらに、それぞれの国民金融制度が利用される場合の具体的な取引方法と、その取引によって発生する対外資産・負債の増減関係についても盛り込んだものである。

前稿でも述べたように、国際決済機能を遂行するための国際金融取引には、A 国から B 国への支払いの場合と、B 国から A 国への支払いの場合の 2 通りの取引がある。そのそれぞれについて、A 国の国民金融制度が利用される場合（第 1 表の取引方法の①と②）と B 国の国民金融制度が利用される場合（第 1 表の取引方法の⑦と⑧）の取引方法があるので、計 4 通りの決済取引が存在することになる。

国際貸借機能についても、上と同様に、A 国から B 国への資本移動の場合と、B 国から A 国への資本移動の場合の 2 通りの場合がある。さらにそのそれぞれについて、銀行が仲介する間接金融方式と、証券市場を経由する直接金融方式の 2 通りに細分する必要がある。このようにすると、国際貸借機能については、A 国の国民金融制度が利用される場合（第 1 表の取引方法の③から⑥）と B 国の国民金融制度が利用される場合（第 1 表の取引方法の⑨から⑫）の、計 8 通りの取引方法があることになる。

なお、国際貸借機能には、貸付が満期を迎えたときの返済や対外債権の回収（対外債務の償還）という取引が存在し、これが無事に実行されることによって貸借機能は完了する。これがスムーズに進行するかどうかは、貸借機能にとつて死活問題であるが、このことを盛り込むと複雑になるので、本稿では、説明でも表についても省略した。

さらに国際貸借機能は、8 通りのそれぞれについて、国際決済機能をいずれの国の国民決済制度を利用して行うかで、2 通りの決済方法があり、これを考慮すると、計 16 通りの方法があることになる。例えば、A 国の国民金融制度を利用した貸借機能である「A 国所在銀行による B 国向け対外貸付」（第 1 表では③の取引）についてみると、A 国の国民決済制度を利用する方法（第 1 表では「A 国通貨建て」と表示）と B 国の国民決済制度を利用する方法（第 1 表で

は「B国通貨建て」と表示)の2種類があるのである。後者は、A国において外貨建ての貸借市場が成立しているのである。これはA国からみればオフショア市場、B国からみればユーロ・カレンシー市場となる。

このようにして、決済・貸借機能すべて合わせれば、総計20通りの国際金融取引を考えることができる。①から⑥までの国際金融取引が、A国の国民金融制度が利用される場合、⑦から⑫までの国際金融取引が、B国の国民金融制度が利用される場合である。

国際金融取引の多様性は、国際金融システムの複合性の反映であり、また、これらの取引は相互に深く連関しており、ますます複雑なものとなっている。

先にも述べたように、これらの国際金融取引をすべて詳述する余裕はないので、それらの基本的原理が明快になるように、以下の節で説明してみよう。Ⅱでは国際決済機能について、Ⅲでは国際貸借機能について、そしてⅣでは、これらの機能と国際収支との関係について、ふれることにする。

II 国際決済機能

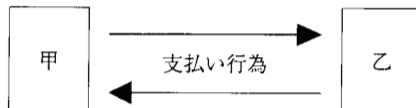
国際金融取引過程を純粹に考察するためには、当面の考察対象以外の要因を簡略化しなければならない。まずは、国際金融取引を必要とする当事者に登場願うが、A国に所在するこの当事者を甲とし、B国に所在する当事者を乙しよう。甲、乙ともに、企業や個人あるいは政府のような経済取引の主体となる単位であるが、ここではミクロの個別経済単位ではなく、それぞれの国その経済単位の取引機能をマクロ的に集約したものとして取り扱う。甲と乙の国籍は同一であっても、異なったものであっても構わない。国籍が同一ということは、国際的に展開している企業の本店や支店・子会社間の企業内国際取引ということになる。これらの取引当事者が、それぞれ異なる国民金融制度の下に属していること、国境をはさんで対峙していることについては、以前にも述べた通りである。

次に、A国の銀行機能のすべてをA国所在銀行一つが担っていると設定する。つまり多数の銀行と中央銀行およびその他の国民金融要素の相互連関によって

第1図 国際決済機能関係図

A国所在銀行		国 境	B国所在銀行	
資 産	負 債		資 産	負 債
	①B国所在銀行の当座預金 (先方勘定)	コルレス関係 (本支店関係)		④A国所在銀行への預け金 (当方勘定)
	②B国所在の企業・個人の要求払い預金(乙)			⑤B国所在の企業・個人の要求払い預金(乙)
	③A国所在の企業・個人の要求払い預金(甲)			

(上の図はA国の国民貨幣・決済制度の利用)



(下の図はB国の国民貨幣・決済制度の利用)

資 産	負 債	コルレス関係 (本支店関係)	資 産	負 債
⑥B国所在銀行への預け金 (当方勘定)	⑦A国所在の企業・個人の要求払い預金(甲)			⑧A国所在銀行の当座預金 (先方勘定)
				⑨A国所在の企業・個人の要求払い預金(甲)
				⑩B国所在の企業・個人の要求払い預金(乙)

遂行されている国民銀行機能を、ただ一つの銀行組織に機能的に集約するのである。金融当局による管理・政策機能や要素制度による制御機能は、この一つの銀行組織の機能態様に反映されているものとして取り扱う。同様に、多くの金融機関の集団的取引によって形成される市場機能も、この一つの銀行組織の

機能に反映しているものとして取り扱う。

ただし、近年、変動相場制への移行以後、中央銀行などの金融当局は、制度や政策を通じた間接的な操作にとどまらず、為替相場の安定のため直接的に外国為替市場や国際金融市场に介入するようになり、市場の重要なプレイヤーとしてますます大きな役割を果たすようになっている。このような金融当局の役割を図表に表すことは複雑になるので省略したが、この役割を表す必要がある場合には、上のように一つに集約したA国所在銀行以外に、収益を無視し政策目的から国際金融取引に参加する特別な銀行が一つ存在し、これがA国所在銀行やB国所在銀行を相手に市場を通じて取引を行うものとして取り扱う。

B国についても、B国所在銀行がただ一つ存在し、金融機能すべてを機能的に代表しているものと取り扱う。当然、A国所在銀行もB国所在銀行も、外国為替取引業務の認可を受けている外国為替公認銀行（いわゆる為銀）である。

そしてそれぞれの国の国民金融機能を代表するA国所在銀行とB国所在銀行との間に、コルレス契約のような継続的取引関係か、あるいは、本支店関係が存在すると仮定する。コルレス関係とは、国境をこえて銀行間で送金や手形の取り立て、決済などの事務委託の契約を結び、この処理のために勘定を開設し、あってはいる取引関係である。

国際決済機能についても、前述と同様、A国の国民決済機能すべてをA国所在銀行一つが実行していると設定する。つまり実際には多数の銀行と中央銀行によって組み立てられている高度の組織的決済機能を、一つの銀行組織の決済機能に集約するのである。このようにすれば、第1図のように、甲と乙の国際的な支払い関係とそれを支援・仲介するA国、B国の銀行組織、さらにそれらの相互連関を表した国際決済機能の関係図を、描くことができる。

A国に所在する甲と、B国に所在する乙との間に、なんらかの支払いが必要な取引が発生したとする。この取引が、財・サービスの国際売買取引（輸出入）であれ、国際貸借取引であれ、直接投資であれ、利息・配当の支払い、あるいは送金・仕送りであれ、贈与などの一方的移転支出であれ、どのような取引であっても構わない。

この国際的な決済方法は、支払い手段となる貨幣の両国における存在形態で

異なるものになる。

第一に、貨幣がA国、B国で共通であるか、それとも異なる貨幣であるかということによって、両国間の決済方法は異なる。前者は、共通の貨幣材料が使用されているあるいは通貨発行主権が統合されることによって、両国において共通の貨幣が使用されている状態であって、国際的な通貨統合が完成している場合である。後者は、貨幣材料が異なっているか、あるいは通貨発行主権が両国に分属していることによって、それぞれ異なる貨幣が両国で利用されている場合である。

第二に、貨幣材料が貴金属か、それとも中央銀行券貨幣かということによつても、両国間の決済方法は異なる。両者の違いは、通貨価値が安定しているか、不稳定性かということである。後者は、それ自体は無価値に等しい紙幣なので、低コストでの貨幣の自由な創出が可能であり、通貨価値の保証は中央銀行と国民金融制度の制御能力に依存している。その点で、この貨幣体制を表現するのに、制御可能性に重点を置いた「管理通貨制」という用語は不適切である。むしろ、制御できるかどうかではなく、貨幣とそれを管理する貨幣金融制度という形式的な枠組みが創造されたことに注目して、「制度貨幣制」という表現が適切であろう。³⁾

以上を組合わせれば、四つの通貨体制が考えられる。

A・B両国の貨幣が共通であり、それが貴金属貨幣である例は、国際金本位制である。それぞれの国における金の管理・存在様式、例えばコインの改鑄方法や、金節約のための銀行券の発行・管理様式、さらに国民通貨単位（価格基準）や呼称などはそれぞれの国で異なるとしても、それらは技術的な細則であつて、ともに共通の金という貨幣を使用していることには変わりはない。

A・B両国の貨幣が共通であり、それが中央銀行券貨幣である場合は、両国共同の中央銀行が創設され、ここで一元的に共通銀行券が発行・管理される場合であつて、国際的制度貨幣制ということもできる。欧州連合条約（マーストリヒト条約）にそつてEU通貨統合が実現したときの国際的通貨体制がこれに当たる。

A・B両国の貨幣が異なつており、それが貴金属貨幣である例は、金銀複本

位制である。歴史的には、例えば、イギリスの植民地であったインドが銀本位制であり、これに対してイギリス本国が金本位制であった両国の通貨体制などがこれである。官僚として当時イギリスの植民地であったインドに赴任した若き日のケインズが、この複合的な通貨体制を参考にして「管理通貨制」というアイデアを発展させたことは有名なエピソードである。⁴⁾

A・B両国の貨幣が異なっており、それがそれぞれの国の中銀券貨幣である例が、本稿が考察対象としている複合的な国民的制度貨幣制である。この複合的な制度貨幣制の決済方法の特徴をみることが本稿の目的なのであるが、このためには上の四つの通貨体制を参考にそれらを比較検討する方法が有用である。

A・B両国で貨幣が共通である場合の決済方法の特徴は、支払い手段が一つであることに対応して決済方法が一つであること、この共通貨幣のマネーフロー（貨幣現送・移送）による最終決済が可能であること、このため両国間の支払い差額（ネット）が累積することはないことである。例えば、A国所在の甲とB国所在の乙の間の支払いは、両国の共通貨幣を直接に現送・移送して引渡すことで最終的に完了する。この手続きで最終決済が成立するのは、支払われた貨幣がどちらの国でも本位であるので、それをそれぞれの国でそのまま使用することができるからである。共通貨幣の現送・移送に伴うコスト（輸送や保険費用）を節約するためには、両国所在の銀行がそれぞれ決済のための当座預金口座を開設しあい、外国為替手形の送付によってこの両銀行間の決済性（短期）の債権・債務を相殺するという方法がある。金本位制時代の外国為替制度は、この決済コストの節約のための手段であって、為替の利用が金の現送コストを越えるほど割高になる場合には、金の現送が選択されたのである。両国間の為替相場は、この金現送点幅を越えることはなかった。国際的な制度貨幣制の場合には、銀行間の債権・債務の相殺方法に加えて、両国の銀行が共通中央銀行に決済口座を開設し、一方からの払出しと他方への振込みという簡単な振替操作によっても、国際的な支払いが行われるであろう。

このように共通貨幣体制の場合には、両国間の支払いは短期の債権・債務の相殺と共通貨幣の流出・流入というマネーフローによって量的に調整されるの

で、支払い差額は、銀行間の支払い準備のために最低限必要な水準を越えては、両国間の決済性の債権・債務残高として累積することはない。

以上のケースと比較してみれば、A・B両国の貨幣が異なっている場合の決済方法では、支払い手段が二つ存在することに対応して決済方法が二つあること、いずれの方法を取るにしろ両国の貨幣交換（外国為替取引）を伴わなければ最終決済は成立しないこと、つまりマネー・フロー（貨幣現送・移送）による最終決済が不可能であること、このため両国間の支払い差額が累積することが特徴となる。したがって、支払い手段がA国貨幣とB国貨幣と二つ存在することに対応して、決済にA国貨幣を利用するか、それともB国貨幣を利用するか、二つの方法が存在する。対外決済のためにはこのいずれかを利用せざるを得ないが、いずれを利用するにしても、それで最終決済はできない。甲と乙の支払いにA国貨幣が利用された場合、例えば、A国の甲がB国の乙にA国貨幣で支払った場合とすると、乙はこのA国貨幣をB国貨幣に交換しなければ決済が終了したことにはならない。甲と乙の支払いにB国貨幣が利用された場合についても、甲の方でB国貨幣とA国貨幣の交換が必要になる。ここに両国貨幣の交換業務とこのための集団取引の場（外国為替市場）がA国とB国に発生し、交換相場が成立する。

前述したようにここでは複合的な制度貨幣制を前提に話をすすめていく予定であるが、以上のこととは金銀複本位制の場合にも当てはまる。銀本位制の国が金を受け取っても、それを銀に交換しなければ自国で通用しないので、ここに金銀交換業務と金銀比価相場が成立するのである。

このような貨幣交換業務は、銀行の専門業務として取り扱われることによって、交換にともなうコストを節約することができる。銀行の外国為替業務がこれであるが、ただし、ここでの外国為替業務は、共通貨幣の場合にみられた現送コストの節約としての役割だけでなく、これとは本質的に異なる異種貨幣の交換という新たな役割が加わっていることが特徴である。⁵⁾

甲と乙の支払いにA国の貨幣制度を利用する場合、B国所在銀行は甲からA国貨幣を受取りこれと交換に乙へB国貨幣を引き渡すか、あるいは甲へA国貨幣を支払う見返りに乙からB国貨幣を受け取るのであるが、この甲との間のA

国貨幣の受取と支払いにともなうA国貨幣の現送コスト（移送や保険、偽札鑑定などの費用）を節約するためには、A国の決済制度を利用すればよい。このために特別の厄介な手だてや手続きはいらない。B国所在銀行が、A国所在銀行に決済用の銀行口座を開設し、この決済口座を通じてA国の国民決済制度と国民貨幣の利用に参加するのである。この決済口座は、支払いのための預金口座であるから、当座預金や普通預金などの要求払い預金であることは、当然である。

A国に所在するこの決済性預金口座は、ここから実際にA国貨幣が支払われたり（銀行業務の側からみれば、顧客口座からの払い出しや引き落とし）、この口座でA国貨幣の支払いを受けたりするところの（銀行業務の側からみれば、顧客口座への振込みや入金）、実体機能の備わった決済勘定である。現在の銀行実務では、このA国所在銀行に存在するB国所在銀行の当座預金口座を、開設を受けたA国所在銀行の立場からみて、「先方勘定」と呼んでいる。そして、それらは「B国所在銀行からの預り金」としてA国所在銀行のバランスシート上の負債側に存在する。第1図の①がそれである。この当座預金口座を、その開設を依頼したB国所在銀行の立場からみれば、「A国所在銀行への預け金」ということになり、B国所在銀行のバランスシート上の資産に存在することになる。しかし、これは実体機能を有する先方勘定の帳面上の控えとしての意味でしかなく、これをとくに「当方勘定」と呼んでいる。第1図の④がこれである。⁶⁾

甲と乙の双方向の支払いにA国の貨幣・決済制度が選択される場合には、①の先方勘定が利用される。例えば、B国所在銀行がA国貨幣を受け取る場合にはA国所在銀行がこの先方勘定にA国貨幣を振り込み、あるいはB国所在銀行がA国貨幣を支払う場合には、A国所在銀行はこの先方勘定から払い出しを行う。他方、B国所在銀行はこの先方勘定の増減と一致・対応させて当方勘定に記帳を行うことになる。第1図の上半分がその支払い関係を図示したものである。なおB国の貨幣・決済制度が利用される場合には、B国所在銀行に開設されたA国所在銀行の当座預金が先方勘定ということになり（第1図の⑧）、ここでB国貨幣の受取と支払いが行われる。これをA国所在銀行の方からみれば

当方勘定となる（第1図の⑥）。第1図の下半分がその支払い関係を図示したものである。

このように、複合的貨幣体制では、国際決済のために、複数通貨建てでの決済性債権・債務勘定が必要になり、両国間の最終決済としての支払いはすべてこの決済性貸借関係に帰着し、両国間の支払い差額は利用度の高い通貨建てでの決済性債権残高あるいは債務残高として累積し、この調整は交換相場（為替相場）の変動という価格調整に依らなければならないのである。

支払い取引には、甲から乙への支払い、すなわちA国からB国への支払いと乙から甲への支払い、すなわちB国からA国への支払いの二通りがあり、そのそれぞれにA国の国民金融制度を利用する場合とB国の国民金融制度を利用する場合があることについては前述した。これらの具体的な取引方法を検討するについて、ここではどちらの方向の支払いにもA国の国民金融制度が利用されるケースを取り上げ、その具体的・実務的方法についてみてみよう。第1表の取引方法の①と②がこの方法を示したものである。①がA国からB国への支払い方法、②がB国からA国への支払い方法である。B国の国民金融制度が利用されるケースはこれらとそっくり対照的になるので、本稿では詳しく述べる必要はない。

A国からB国への支払い方法からみてみると、甲の乙への支払いが必要になった要因は、甲が乙から財貨を輸入した場合であれ、サービス輸入の支払いの場合であれ、直接投資であれ、貸付などの資本取引であれ、どのような場合であっても構わない。甲が乙へA国通貨建てで支払う、すなわちA国の貨幣・決済制度を利用する外国為替手続きには、送金為替（並為替）と取り立て為替（逆為替）の二通りの具体的・実務的方法がある。前者は、主にサービス取引などの貿易外取引や資本取引に使用され、後者は貿易取引の決済に使用される。

送金為替（並為替）とは、支払いを行うべき甲から為替手続きを仕向ける場合の決済方法である。この場合、甲はA国所在銀行に手数料を含めA国貨幣を支払い、B国所在銀行を支払い人とするA国通貨建ての送金手形か小切手を購入する手続きを取り、それを乙に送付する。他方、A国所在銀行の方では、甲の勘定を払い出しA国所在銀行にあるB国所在銀行の先方勘定に振込み（第1

図の③→①), この旨をB国所在銀行に通知する。この通知を受けたB国所在銀行は資産方の当方勘定に記帳する(第1図の④の増加)。そして負債方には乙に対する今後の支払い債務を未払い手形として記帳する。乙から手形を呈示された時、B国所在銀行は、B国所在銀行に開設されている乙の決済口座にその時点での為替相場で計算したB国貨幣を入金する(第1図の⑤の増加)。未払い手形としての債務は落とされ乙に対する預金債務に変更される。乙はその時点での為替相場で換算したB国貨幣を受け取るので当然に為替リスクを負担する。このようにしてB国所在銀行は甲からA国貨幣を受取り、乙へB国貨幣を支払うことになる。

上述の場合は郵便送金の例であるが、電信送金の場合も同様である。A国所在銀行は甲の口座からB国所在銀行の先方勘定へのA国貨幣の振替操作(第1図の③→①)をすませた後、この旨を電信でB国所在銀行に通知する。B国所在銀行はこの電信通知を受けるとただちに、資産方の当方勘定に記帳(第1図の④の増加)すると同時に乙の決済口座にその時点での為替相場で計算したB国貨幣を入金する(第1図の⑤の増加)のである。

本稿の前提条件では、資本移動が完全に自由化されているので、乙はA国所在銀行にA国通貨建ての決済性海外口座をもつことも自由である。つまり短期資本の移動も自由になっているのである。もし、海外預金口座の開設がB国において自由でない場合、すなわち外貨資金を海外口座で保有できなく銀行に集中する義務がある時には、前述したケースでしか決済方法は有り得ない。しかし、乙がA国所在銀行に決済口座を開設している場合には、これを利用した方法も可能である。この場合、甲が乙に支払いを実行するためには、甲は、A国所在銀行に存在する甲の要求払い預金口座から支払い代金を払い出しこれを同じくA国所在銀行に存在する乙の決済口座に振り込むよう、A国所在銀行に依頼すればよい。この簡単な振替操作(第1図の③→②)で甲から乙への支払いは完了する。

乙が将来にA国貨幣での支払いを必要とすると考える時には、入金された資金を支払い準備金として、そのまま保有することになろう。しかし、それを自国のB国で使用する必要が生じた場合、つまり最終決済を必要とする場合には、

前述したのと同様の送金為替手続きが必要になる。乙は自分の口座に保有しているA国貨幣をB国貨幣を対価にB国所在銀行に売り渡すが、これもA国の国民決済制度を利用した簡単な振替操作（第1図の②→①）によって可能になる。そしてB国所在銀行は、乙からのA国貨幣の受取の通知とともに（第1図の①と④の増加）、B国所在銀行の乙の決済口座にその時点での為替相場で計算したB国貨幣を入金する（第1図の⑤の増加）。乙はこのようにして、自国貨幣であるB国貨幣入手することができる。

なお第1図では、A国所在銀行のバランスシートの資産側は空白にしてあるが、負債として要求払い預金を受け入れたことに対応して、ここには現金資産形態でA国貨幣が存在している。この一部は預金準備率規制のため中央銀行に無利息で強制的に預入れられているかもしれないし、あるいは銀行による適切な流動性管理の下でその一部を残して貸付に回されているかもしれない。このことはB国所在銀行のバランスシート上の資産側についても同様である。

以上の決済行為の完了によって国際収支上の対外関係には変化が訪れる。A国からみればB国に所在するB国所在銀行や乙は「非居住者」であるので、それらの決済口座（先方勘定）に入金することは、B国所在銀行や乙に対する、すなわちB国に対するA国の対外負債が新しく発生（増加）したことになる。B国からみれば、自国の決済口座（当方勘定）における決済性資金の増加、すなわちA国に対する対外資産の発生（増加）である。対外資産、負債ともに、A国の国民金融制度の利用によって発生したので、当然にA国通貨建てである。この場合、A国は、自国に対する自国通貨建て負債を創造して、支払いを行ったのである。一般に、自国の国民金融制度を利用して対外支払いを遂行できる国は、自国通貨建ての対外負債の創造による対外支払い能力を獲得できる。

ここでは甲から乙への支払い方法を純粋な形で検討するために、この取引が初発に行われたものとして考えた。しかし、後に述べるように、先行した取引のため、すでにA国所在銀行がB国所在銀行に対してA国貨幣で当座貸越や短期貸付を行っており、この結果A国がB国に対して決済性資産を保有、逆に言えばB国がA国に対して決済性負債を抱えている場合がある。この場合のA国からB国への支払いには、この資産が使用され、B国からすれば負債の返済と

なる。具体的には、甲からA国貨幣を受け取ったB国所在銀行がこれをA国所在銀行からの負債の返済に使用するのである。この場合、国際収支上の対外資産・負債の変化は、A国からみてB国に対する資産の減少、B国からみてA国に対する負債の減少となる。

甲から乙への支払いの外国為替の方法には、取り立て為替（逆為替）という方法もある。これは支払いを受けるべき乙から為替手続きを仕向ける決済方法であって、財貨の輸出入取引の安全性を考慮して考えだされたものである。これは前述したように貿易取引に使用される。

甲に向けて輸出用財貨の積み出しを行った乙は、甲および信用状があればその発行銀行を名宛人とするA国通貨建て外国為替手形と船積み書類を振り出し、それをその時点での外国為替相場でB国所在銀行に買い上げてもらい、B国貨幣を自分の口座に振り込んでもらって（第1図の⑤の増加）、代金回収は完了する。B国所在銀行はこれらの書類をA国所在銀行に送付し、これを受けたA国所在銀行は甲からの支払いを受けて（第1図の③→①）、財貨引き取りに必要な船積み書類を甲に引き渡す。

この方法は為替手形の流れの方向が上述の送金為替と逆になるが、この相違は支払い実務方法上の問題であって、A国所在銀行に開設されたB国所在銀行の決済口座を利用してA国からB国への支払いが行われたという点で、基本的原理は変わらない。これらの外国為替取引によっても、A国とB国に対するA国通貨建てでの対外負債が発生（増加）し、B国からすればA国に対するA国通貨建てでの対外資産が発生（増加）するのである。また、先行した取引によってすでに資産・負債関係が存在する場合には、これらの資産と負債の減少によって決済が終了することも前述と同様である。

以上の甲から乙への支払いとは逆の方向に、すなわち乙が甲に支払いを実行するために、すなわちB国からA国への支払いにA国の貨幣と国民決済制度を利用する場合についてみてみよう。

乙が甲に支払うには、前述したように乙から送金手続きを仕向ける送金為替の方法がある。これは乙がB国貨幣をB国所在銀行に支払ってA国通貨建ての送金手形や小切手を受取り、それを甲に送付する方法である。B国所在銀行は、

乙からB国貨幣を受け取るが、これは乙の決済口座からの払い出しで処理できる（第1図の⑤の減少）。甲は送付された手形や小切手をA国所在銀行に呈示してA国貨幣の支払いを受ける。A国所在銀行はB国所在銀行の決済口座（先方勘定）を払い出し、これを甲の決済口座に振り込む振替操作を行う（第1図の①→③）。

しかし、前述したように、乙から甲への支払いの方法を純粹な形で検討するために、この取引が初発に行われたものとして考えることが必要である。その場合、B国所在銀行は、甲へのA国通貨建ての支払い用現金を持ち合わせていないので、A国所在銀行から当座借越しや短期借入れなどを行い、それで入手したA国貨幣で支払わなければならない。この場合、A国はB国に対して決済性資産をもつことになり、B国からすればA国に対して決済性負債を抱えたことになる。A国は、B国に対する対外資産を創造して自国に対する支払いを済ませ、B国はA国に対する対外負債によって支払いが可能になったのである。

もし先行した取引によって、すでにB国所在銀行がA国所在銀行に開設の決済口座にA国貨幣を保有している時には、そこから払い出しが行われ、甲の決済口座に振り込まれる。この場合は、A国のB国に対する負債の減少とB国の大國に対する資産の減少が発生する。これらの資産、負債がA国通貨建てであることは当然である。

乙がA国所在銀行に決済口座の開設を許されている時には、これも、前述したケースと同様、乙がA国所在銀行に連絡して、A国所在銀行に存在する乙の要求払い預金口座から支払い代金を払い出し、これも同じくA国所在銀行に存在する甲の決済口座に振り込むよう依頼すればよい。これも簡単な振替操作（第1図の②→③）で完了する。この場合すでに乙の口座に支払い用のA国通貨建て現金が存在しているとすれば、ここから払い出しが行われる。A国がすでにその分を対外負債として所有しているのであるから、乙の口座から甲の口座への振替操作は、この対外負債が減少することを意味する。しかしこの取引が初発であるとすれば、乙の決済用資金は存在しないので、A国所在銀行から決済用資金を借りなければならぬこと、この結果A国はB国に対して対外資産を保有することも前例と同様である。

乙が甲に支払う方法には、甲の方から取り立てる逆為替の方法もある。甲は乙宛のA国通貨建て外国為替手形と船積書類を振り出し、それをA国所在銀行に買い上げてもらい自分の決済口座に入金を受ける手続きを行う。A国所在銀行は、B国所在銀行の決済口座（先方勘定）を払い出し、それを甲に振り込む振替操作を行い（第1図の①→③）、為替手形などの書類をB国所在銀行に送付する。送付を受けたB国所在銀行は、当方勘定を引き落とすとともに（第1図の④の減少）、この書類を乙に呈示して支払いを受ける（第1図の⑤の減少）。A国に対する負債は減少する。この場合にも、この取引が初発であるとすれば、B国所在銀行の決済用資金は存在しないので、A国所在銀行からの貸付に頼らざるをえない。この結果A国はB国に対して対外資産を保有することも前例と同様である。

これまでの説明は、すべて、甲と乙の双方向の支払いにA国の国民決済制度が利用された方法であるが、前述したようにこれらのこととまったく対照的に、B国の国民決済制度を利用する方法もある。第1表の⑦と⑧がそれであるが、この支払い関係を図示したものが第1図の下半分である。この説明は先ほどの例示の対照的な繰り返しになるので省略する。A国の国民決済制度に対する強力な競争相手がいることを確認できればそれで十分である。第1表の⑦と⑧にはこの取引方法を簡単に示した。

A国の金融当局が、為替相場の安定のために外国為替市場に介入する場合には、前述したように、A国所在銀行やB国所在銀行を相手に、A国通貨やB国通貨を売買することになる。例えば、外国為替市場でB国通貨が過剰のため為替相場がA国通貨高・B国通貨安に傾いたとき、これは正のためにA国金融当局は、例えばA国所在銀行相手に、A国通貨を売りB国通貨を買う行動にでる。この手続きは簡単であり、A国所在銀行が保有するB国通貨（第1図の⑧）が払いだされ、B国所在銀行に開設されているA国金融当局の口座に振り込まれ、A国金融当局の保有するものになればよい。A国金融当局は、これをそのままB国所在銀行に預けておくか、それ以外の方法で運用するか、あるいはB国金融当局に預け替えなどするが、これがA国の外貨準備になる。市場でB国通貨が不足してA国通貨安・B国通貨高になったときに介入する場合には、A国金

融当局は保有していたB国通貨を売りに出し、外貨準備は減少する。

A国・B国の金融当局による外国為替市場への介入（為替平衡操作）は、国際決済機能の安定のために不可欠な要素である。またこの外貨準備は国際金融市場で運用されるので、国際貸借機能とも強く関係する。

III 国際貸借機能

次に、国際貸借機能についてみてみよう。

国際貸借機能は、貸借方式の相違で大きく分けて、間接金融と直接金融という二つの方法に分類することができる。さらにこれに加えて、そのそれぞれの方法につき、A国の国民金融制度（貸借制度）を利用する方法と、B国の国民金融制度（貸借制度）を利用する方法が存在するので、計8種類の方法が可能となる。第1表でみると③から⑥と、⑨から⑫までの方法である。さらにこれら8種類のそれぞれの貸借方法について、どちらの国の国民貨幣・決済制度を利用するのかという選択肢、すなわちA国通貨建てか、それともB国通貨建てかということも付け加わり、計16種類の取引を想定できることとなり、一段と複雑で込み入ったものとなる。

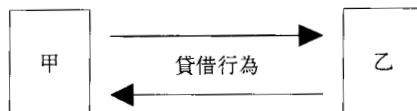
この内の一つの例として、A国の国民金融制度（貸借制度）を利用した間接金融方式について、説明を試みてみよう。

例によって、A国所在の甲とB国所在の乙に登場願うが、甲から乙への貸付行為（乙の借入れ）と乙から甲への貸付行為（甲の借入れ）という双方向の貸借行為について、どちらの貸借取引にもA国の国民金融制度（貸借制度）が利用されたとした場合（第1表の③と⑤の取引方法）を考えてみよう。このケースはさらに、決済機能としてA国の国民貨幣と決済制度を利用する場合とB国の国民貨幣と決済制度を利用する場合に分かれることについては前述した。なお貸借行為は返済・還流を伴わなければ完全に終了しないのであるが、この返済・還流手続きは貸付行為とは反対方向の手続きとなるので、説明を省略する。第2図は、以前に使用した国際決済メカニズムを表した第1図の上に、間接金融方式の国際貸借機能の図例を重ねたものである。図の上半分が、貸借機能A

第2図 国際貸借機能関係図
(A国金融制度を利用した間接金融方式の例)

A国所在銀行		国 境	B国所在銀行	
資 産	負 債		資 産	負 債
	①B国所在銀行の当座預金 (先方勘定)	コルレス関係 (本支店関係)	⑧A国所在銀行への預け金 (当方勘定)	⑨B国所在の企業・個人の要求払い預金(乙)
	②B国所在の企業・個人の要求払い預金(乙)			
	③A国所在の企業・個人の要求払い預金(甲)			
④A国所在の企業・個人への貸付け(甲)	⑤B国所在の企業・個人の定期預金(乙)			
⑥B国所在の企業・個人への貸付け(乙)	⑦A国所在の企業・個人の定期預金(甲)			

(上の図は貸借機能A国、貨幣・決済機能A国)



(下の図は貸借機能A国、貨幣・決済機能B国)

資 産	負 債	コルレス関係 (本支店関係)	資 産	負 債
⑩B国所在銀行への預け金 (当方勘定)			⑮A国所在銀行の当座預金 (先方勘定)	
⑪A国所在の企業・個人への貸付け(甲)	⑫B国所在の企業・個人の定期預金(乙)		⑯A国所在の企業・個人の要求払い預金(甲)	
⑬B国所在の企業・個人への貸付け(乙)	⑭A国所在の企業・個人の定期預金(甲)		⑰B国所在の企業・個人の要求払い預金(乙)	

国、決済機能A国の例、下半分が貸借機能A国、決済機能B国の例である。まずは、前者から話を進めてみよう。

甲から乙への貸付は、間接金融方式の場合、A国所在銀行が甲からA国通貨建て定期預金を受け入れ（あるいは甲によるA国通貨建て譲渡性預金証書の購入）、それを乙にA国通貨建てで一定期間貸付ける（第2図の⑦→⑥）という経過をたどる。間接金融方式であるので、甲は自分の預け入れた資金が乙に貸付けられることについて、注文を付けることはできない。その資金の自由な運用を委ねることによって、運用に伴うリスク（損失）を銀行が引き受けたからである。甲にとっては、せいぜい、自分の資金の行き先を知ることができるのが関の山であるが、銀行情報公開制度の遅れている国が大半であるから、おそらく、それもかなわないであろう。A国所在銀行の才覚と専門能力によって、甲の知らないところで、甲の資金が乙に用立てられたのである。

純粹の貸借機能としてはこれで終わることになるが、実際に貸付資金が支払われなければ、この取引行為は完了しない。そしてこの場合、A国の国民貨幣・決済制度が利用されるのであるから、これを利用した決済方法が採用される。これはA国通貨建てでのA国からB国への支払いとなるので、第1表でみて①の国際決済方法である。

A国所在銀行が、甲からの定期預金受け入れによる甲からの支払いを、甲の要求払い預金口座からの払い出しによって処理すれば、A国所在銀行は一定期間自由な運用資金を手に入れたことになり、それは資産側に現金資産として存在する。そして今度は乙への貸付に伴いそれを乙の要求払い預金口座に振り込めばよいのである。これらが時間的には同時に行われるならば、事実上甲から乙への振替え操作で（第2図の③→②），簡単にこの支払いを済ますことが可能である。

乙がB国に送金する場合、乙の要求払い預金口座からB国所在銀行の当座預金口座への振替え操作（第2図の②→①）によって、また乙の海外口座が認められていない場合には、甲の要求払い預金口座からB国所在銀行の当座預金口座への振替え操作（第2図の③→①）によって、B国に乙の口座への送金手続きが行われる。これらの詳しい手続きとその後の経過については、前述したの

で繰り返さない。

国際貸借機能が対外資産・負債の形成に及ぼす影響については、とくに注意が必要である。純粋に国際貸借取引の影響をみるために、これを初発取引として考察してみよう。A国は、A国所在銀行による乙へのA国通貨建て対外貸付によって、A国通貨建て対外資産を獲得する。しかし他方、その支払いのためにA国所在銀行にあるB国所在銀行や乙の決済口座にA国貨幣を振り込むことによって、A国通貨建て対外負債を創出する。国際貸借機能による対外資産の発生は、この支払いのための国際決済機能による対外負債の発生と見合わなければならぬ。このため、国際貸借取引から発生した対外資産から対外負債を差し引いた差額（すなわち国際収支上のネット・フロー）は、ゼロとなる。つまり、国際貸借取引は、グロス・ベースで対外資産・負債を増大させるが、ネット・ベースで計算される国際収支への影響は中立となるのである。これについては、次節で検討する。

A国金融制度を利用した間接金融方式で、A国通貨建てで乙が甲へ貸付ける場合には、A国所在銀行は乙からA国通貨建て定期預金を受け入れ、それを甲へA国通貨建てで貸付けることになる（第2図の⑤→④）。第1表の⑤がこの貸借取引を示している。A国所在銀行が、乙からの支払いを受けそれを甲へ支払うためには、乙の要求払い預金を払い出しそれを甲の口座へ振替えるか（第2図の②→③）、あるいは乙がB国から送金するときにはB国所在銀行の当座預金から払い出し、甲の口座へ振替えればよいことは（第2図の①→③）、前述した通りである。この場合、第1表でみて②の国際決済方法が行われたのである。

前回と同様、純粋に国際貸借取引の影響をみるために初発取引として考察した場合、B国所在銀行も乙もA国通貨建ての決済用資金を保有していない。このための決済方法としてA国所在銀行からのA国貨幣の借入れに頼らなければならぬ。この結果、A国は、国際貸借機能としてA国通貨建て対外負債を抱え、この支払いを受けるためにA国通貨建て対外資産を創出したことになる。逆にB国は、A国通貨建て対外資産の支払いのためにA国通貨建て対外負債の創出を余儀なくされたのである。この場合にも、国際貸借取引による国際収支への

影響は、グロス・ベースで対外資産・負債を増大させるが、ネット・ベースでの国際収支への影響は中立となる。

国際貸借機能としてA国の国民金融制度（貸借制度）を利用する方式には、以上のようなA国の貨幣・決済制度を選択する方法とともに、B国の貨幣・決済制度を選択する方法も存在した。この後者のケースは国際貸借機能と国際決済機能が地域的に分離し、国境をこえて二つの金融主権（AB両国）にまたがった例である。このメカニズムを図示した第2図の下半分を利用してこの仕組みを説明してみよう。

甲から乙へ、すなわちA国からB国へ間接金融方式で資金が移動するケースから考えよう。この場合、この資金移動が、A国国民金融制度（貸借制度）の下でB国の貨幣・決済制度を利用して行われるのであって、A国における外貨建て金融取引ということになる。B国からみればユーロ・カレンシー取引である。第1表でみれば③のB国通貨建ての貸借取引のケースである。

甲から乙への貸付は、前述と同様に間接金融方式であるので、A国所在銀行が甲からB国通貨建て定期預金を受け入れ（あるいは甲によるB国通貨建て譲渡性預金証書の購入）、それを乙にB国通貨建てで一定期間貸付けるという経過をたどる（第2図の⑭→⑯）。間接金融方式であるので、前述と同様、甲の知らないところで、A国所在銀行の才覚と専門能力によって、甲のB国通貨建て資金がB国通貨建てで乙に用立てられたのである。この預金受け入れと貸付方法は、A国の金融主権の支配下で設定された制度様式と方法である。

純粹の貸借機能としてはこれで終わることになるが、実際に貸付資金が支払われなければ、この取引行為は完了しない。そしてこの場合、B国の国民貨幣・決済制度が利用されるのであるから、これを利用した決済方法が実行されなければならない。A国所在銀行が甲からB国貨幣を受け入れるには、B国所在銀行に連絡して、そこに開設されている甲の要求払い預金を払い出し、これを同じくB国所在銀行に開設されている自行の当座預金に振り込むよう手続きをとればよい（第2図の⑰→⑱）。これが実行されそのように通知があれば、次には当方勘定に記帳することになる（第2図の⑯の増加）。A国所在銀行はB国通貨建ての自由な運用資金を手に入れたのである。今度はこれを乙に支払わな

ければならないが、これもB国所在銀行に連絡して、自行の当座預金に保有しているB国貨幣を払い出し、B国所在銀行に開設されている乙の決済口座に振り込むよう手続きをとればよい（第2図の⑯→⑰）。

ここでは甲が海外決済口座の開設を許されており、しかもそこにすでにB国貨幣を保有している状況を設定した。前述したようにこの場合にも初発取引として考察するとすれば、甲がB国貨幣を保有していない状況から出発しなければならない。このため甲がB国貨幣入手するために、甲はその送金手続きをしておかなければならぬ。これはB国通貨建てでのA国からB国への送金となるので、第1表でみて⑦の決済方法が行われる。ところが、この場合、A国所在銀行もB国貨幣を保有していないので、B国所在銀行からの借入れによってB国貨幣を調達し、それを甲の口座に振り込まなければならぬ。つまりA国からみてB国通貨建ての対外負債が発生していたのである。この結果、A国からみて、乙へのB国通貨建て対外貸付によって発生したB国通貨建ての対外資産は、決済機能としてのB国通貨建ての負債と見合うことになる。この場合でも、国際貸借取引による国際収支への影響は、グロス・ベースで対外資産・負債を増大させるが、ネット・ベースでの国際収支への影響は中立となる。

甲が海外決済口座の開設を許されていない場合には、甲はA国所在銀行との直接取引でB国貨幣入手することになる。つまり甲はA国貨幣を対価にB国貨幣入手する手続きを行うとともに、同時に次には預入れのためそれをA国所在銀行に支払う手続きを行うのである。これに応えてA国所在銀行の方は甲のために、甲に対してA国貨幣を対価にB国貨幣を支払う手続きを行うが、このために借入れによってB国貨幣を調達しなければならない。このようにして調達されたB国通貨はB国所在銀行に開設の自行決済口座に現金形態で存在しているが、このB国貨幣は、一時的・間接的に甲のものであるが、同時に次には、A国所在銀行が受け取り、この銀行の自由な運用資金となる。甲がA国所在銀行に要求払いの決済性外貨預金口座を開設することを許されている場合には（本稿では図例を省略したが）、一時的にここに振り込まれることもある。しかし、次には同時的に払い出され、A国所在銀行が受け取ることになろう。かくしてA国所在銀行は甲によるB国通貨建てでの定期預金の受け入れにとも

なうB国貨幣の支払いを受け、それをB国所在銀行に開設の自行決済口座に保有していることになる（第2図の⑯と⑩の増加）。ここから乙に対するB国通貨建てでの貸し付けが始まるのである。

乙から甲へのB国通貨建てでの間接金融方式の貸付は、A国所在銀行が乙からB国通貨建て定期預金を受け入れ（あるいは乙によるB国通貨建て譲渡性預金証書の購入）、それを甲にB国通貨建てで一定期間貸付ける（第2図の⑫→⑪）という経過をたどる。第1表の⑤のB国通貨建てのケースである。A国所在銀行が乙からB国貨幣を受け取るには、B国所在銀行に開設されている乙の決済口座からB国貨幣が払い出され、それをA国所在銀行の決済口座へ振替えられればよい（第2図の⑯→⑮、⑩の増加）。甲に対する支払いは、その自行の決済口座からB国貨幣を払い出し、B国所在銀行に開設されている甲の決済口座に振り込む手続きをとればよい（第2図の⑯→⑯、⑩の減少）。A国からみて貸借機能としてのB国からの対外負債は、決済機能としてのB国への对外資産と見合う。

甲が海外決済口座の開設を許されていない場合には、A国所在銀行は乙から受け取って自行決済口座に保有しているB国貨幣を、これ以外の方法で甲へ支払わなければならない。甲が決済性外貨預金口座をA国所在銀行に開設することを許されているときには、ここに振り込まれればよいが（⑩の当方勘定に存在する決済性B国通貨建て資産は、甲に対する決済性B国通貨建て負債と見合う）、それも許されていない場合には、甲は入手したB国貨幣をA国所在銀行に売り、それと交換にA国貨幣を受け取ることになる。いずれの場合にも、A国所在銀行はB国所在銀行の自行決済口座にB国貨幣を保有する結果に終わる。A国からみて貸借機能としてのB国からの対外負債は、決済機能としてのB国への对外資産と見合う。

直接金融方式での貸借機能に移るが、もうすでにここまで説明で多くを語つたので、それらの応用で済む部分が多い。直接金融方式での甲と乙の貸借関係の特徴は、自己の判断と責任で相手に直接に貸付けるということであり、この貸付に伴うリスク（損失）は貸付人が負担することである。それゆえ投資家保護のためには、借り入れ人についての情報が投資家に開示される必要があるが、

この水準や程度は国によって異なる。応用が容易になるよう、間接金融方式について説明したのと同様のケースを設定してみよう。すなわち、A国の国民金融制度を利用して、甲と乙が貸借し合う関係である。甲の乙への貸付けは、A国証券市場で（ここでの制度様式で）、乙が証券を発行するか、あるいはそれが流通市場で販売に出され、甲がそれを購入することによって完了する（第1表の④）。この決済方法については、間接金融方式の説明をそのまま応用すればよいので、詳しい検討は省く。A国通貨建て証券が発行された場合は、A国の貨幣・決済制度が利用されるので、A国貨幣の送金方法が実行される（第1表の①）。B国通貨建て証券が発行された場合は、B国の貨幣・決済制度が利用される（第1表の⑦）。乙の甲への貸付けは、A国証券市場で（ここでの制度様式で）、甲が証券を発行するか、あるいはそれが流通市場で販売に出され、乙がそれを購入することによって完了する（第1表の⑥）。この決済方法についても、間接金融方式の説明をそのまま応用すればよい。A国通貨建て証券が発行された場合は、A国の貨幣・決済制度が利用される（第1表の②）。B国通貨建て証券が発行された場合は、B国の貨幣・決済制度が利用される（第1表の⑧）。

IV 国際金融取引と国際収支

前節では、国際決済機能と国際貸借機能のメカニズムを、A国・B国の2国モデルで、具体的・実務的に明らかにした。この検討から、A国・B国それぞれの国民金融要素の、それぞれの固有の働きによって国際金融機能が遂行され、そして、それぞれの通貨建てでの国境をこえた債権・債務関係の変化（資産・負債関係の増減）によって、決済性の資金移動の流れおよび貸借性の資金移動の流れが発生することが明らかになった。銀行間あるいは銀行と政府・企業・個人などの経済単位間の国境を越えた短期の債権・債務関係の変化によって決済性資金移動が発生し、国境をこえた長期の債権・債務関係の変化によって貸借性資金移動が発生するのである。このことを一目瞭然に理解するために、また、これらの資金の流れと数量を把握するために、最も有用なのは国際収支

表（統計）を利用する方法である。もちろん、これ以外にも BIS（国際決済銀行）や OECD（経済協力開発機構）などの国際機関や国民金融当局の作成した様々な国際金融統計やデータも利用できるが、国際収支統計は、対外経済活動と取引のすべてとその決済を網羅していて総合的であること、IMF（国際通貨基金）の作成した国際標準モデルがあること、各国の集計方法や国内発表形式に違いがあるが IMFへの報告はこの国際標準に基づいていること、さらに他の国際機関に比べ IMFへの加盟国が多いことから、グローバルな資金の流れを数量的に把握するには、現段階で最適である。⁷⁾

ここでは、これまで検討してきた国際金融機能のいろいろな働きや動きが、どのように国際収支統計に反映するのかを検討する。これにより国際収支統計から国際金融機能のどのような働きや動きを把握できるのか、その限界は何なのかが、明らかになる。ただし本稿では国際収支統計そのものについて詳しく検討する余裕はないので、国際金融機能と取引の理解に役立つ限りでの検討にとどめておく。

国際収支統計は、ある一国の対外経済活動のすべての取引関係とこれにともない発生した対外決済関係、この両方を同時に一覧表に記帳して集計し、ある一定期間の対外支払い準備の変化を総体的に把握しようとするものである。対外支払い関係を把握することの重要性は、家計に例えれば明らかになる。家計は生活と消費活動を支えるために外部との経済取引を必要とするが、労働力の販売や借入れは貨幣の収入（受取り）につながり、他方、生活必需品の購入や預金（貸付）は貨幣の支出（支払い）を引き起こす。もしこの貨幣の受取りと支払いが不均衡になり、支払い超過が持続し生活準備金も枯渇するに至れば生活破綻を招く。これは国民経済についても同様のことである。このため国を単位として、その対外取引の収支と対外支払い準備の変化を記録し、その増減を把握することによって、今後の対外経済活動の指針に生かす必要性が生ずるのである。

1993年9月に IMF 国際収支マニュアルは大幅に改訂された。これにより各国でそれまで使用されてきた国際収支統計とその方法の見直しが進行中である。しかし、ここでは馴染みの深い旧マニュアル（第4版）の方法と勘定を用

いて説明することにする。その基本的な原理は変わらないからである。IMF新マニュアル(第5版)については、その都度簡単にふれるにとどめる。⁸⁾

IMF国際収支表(原表)は次のような原則で、作成される。

第1に、すべての対外経済取引をその性質によって区分し、表の縦方向に配列することである。旧マニュアルの勘定項目は、財貨・サービスの取引を記帳する「I.経常勘定」と、資本取引を記帳する「II.資本勘定」、そして「III.誤差脱漏」に大きく区分される。経常勘定は、さらに、「A.財貨、サービス、および収益」と、「B.無償移転」で構成されている。資本勘定は、「A.資本(準備資産を除く)」と公的機関の支払い準備である「B.準備資産」で構成される。「A.資本」は、直接投資、証券投資、その他資本(長期・短期)に区分される。誤差脱漏勘定は、各項目が別々に調査・記帳されるため、貸方と借方が一致しなくなるので、これを調整するためのものである。近年この部分が無視できない程大きくなってきたため、マニュアルの大幅改訂につながったのである。

新マニュアルは、大きく「I.経常勘定」と「II.資本および財務勘定」に区分される。旧マニュアルとの変更点については、第2表を参考にしていただくことにして、ここでは詳しくふれない。脱漏の大きな原因であったサービス取引を詳しく把握できるようになったこと、旧マニュアルの資本勘定(Capital Account)が財務勘定(Financial Account)という名称に変更になったこと、金融派生商品(いわゆるデリバティブ)取引を把握できるようになったことを挙げておく。

第2に、これらの対外経済取引を、受け取り決済を必要とする取引(貸方)と、支払い決済を必要とする取引(借方)に区分して、横方向に配列する。貸方は表の左側、借方は表の右側である。通常の企業会計の複式簿記は左側が借方、右側が貸方であるが、国際収支の場合はこれとは左右が反対になっている。左側の貸方には、受取につながる対外取引が記帳されるが、これには経常勘定では財貨・サービスの輸出、資本勘定では負債の増加または資産の減少につながるところの民間、銀行、公的当局の貸借取引がある。右側の借方には、支払いにつながる対外取引が記帳されるが、経常勘定では財貨・サービスの輸入、資本勘定では資産の増加または負債の減少につながるところの民間、銀行、公

第2表 国際収支表の構成（新旧の関係）

旧マニュアル（第4版）	新マニュアル（第5版）
I. 経常勘定	I. 経常勘定
A. 財貨、サービス及び収益	A. 財貨及びサービス
a. 商品	→ a. 財貨 1. 一般商品 2. 加工用財貨 3. 貨貨の修理 4. 輸送手段の港湾内での調達財貨 5. 非貨幣用金
b. 運輸	→ b. サービス 1. 輸送 2. 旅行 3. 通信サービス 4. 建設サービス 5. 保険サービス 6. 金融サービス 7. コンピュータ及び情報サービス 8. 特許権等使用料 9. その他業務のためのサービス 10. 個人、文化、娯楽サービス 11. 政府のサービス
c. その他運輸	
1. 旅客運賃 2. 港湾経費等	
d. 旅行	
e. 投資収益	→ b. 所得 a. 被雇用者報酬 b. 投資所得 1. 直接投資所得 2. 証券投資所得 3. その他投資所得
1. 直接投資収益 2. その他	
f. その他財貨、サービス及び収益	→ C. 経常移転 a. 一般政府 b. その他部門
1. 公的機関 2. 民間	
B. 無償移転	
a. 民間	→ II. 資本及び財務勘定
1. 移民者移転 2. 労働者移転 3. その他	→ A. 資本勘定 a. 資本移転 1. 一般政府 2. その他部門
b. 公的機関	→ B. 財務勘定 a. 直接投資 1. 対外 2. 対内 b. 証券投資 1. 資産 2. 負債
1. 公的機関間 2. その他自国公的機関 3. その他外国公的機関	→ c. その他投資 1. 資産 2. 負債
II. 資本勘定	→ d. 準備資産 1. 貨幣用金 2. SDR 3. IMFリザーブポジション 4. 外貨資産 5. その他債権
A. 資本（準備資産を除く）	
a. 直接投資	
1. 対外 2. 対内	
b. 証券投資	
1. 公債 2. その他の債券 3. 株式	
c. その他資本	
1. 長期資本 2. 短期資本	
B. 準備資産	
a. 貨幣用金	
b. SDR	
c. IMFリザーブポジション	
d. 外貨資産	
e. その他債権	
f. 対IMF借入れ	

出所) 東京銀行調査部 [1994] p. 32の表に、林和郎・中川洋一 [1994] の p. 25の
主な加点と減点項目を示す。

的当局の貸借取引がある。

このようにすれば、受取りにつながる取引と支払いにつながる取引の差額を出して、差引どちらが多いのか、この収支計算が可能になる。貿易収支、サービス（貿易外）収支、移転収支、そしてこれらを総計した経常収支、さらに資本収支などである。以前の日本の国内発表形式では、さらに基礎収支と総合収支が公表されていた。

第3に、複式簿記の原理で、記帳されることである。対外取引にかかわらず、すべての経済取引は、取引そのものによって発生する相手との関係の変化と、同時にこの決済のために発生した相手との関係の変化という二面的な側面をもっている。この両者を一覧表に同時に（つまり複式に）記帳して両者の変化と動きを関連づけて把握しようとするのが複式簿記である。例えば、販売行為や資金借入れ行為が行われたとき、これは受取りを必要とする取引なので貸方に記帳されるが、同時に決済上生じた関係の変化、例えば、貨幣の流入による現金資産の増加が発生しているか、あるいは銀行にある自分の決済口座に振り込まれた場合には銀行に対する決済性資産の増加が発生しており、これは資産の増加があるので借方に記帳される。国際収支の場合も同様であり、ある対外取引が貸方あるいは借方に記帳されるとき、同時にそれとは反対側に決済性の資産・負債関係の変化が記帳されるのである。

第1表でみてきたA国とB国との取引関係を、A国の立場からA国の国際収支として記帳してみた例が第3表である。勘定項目の名称は旧マニュアルによる。

財貨・サービスの輸出入関係を記帳する経常勘定からみてみよう。

A国居住者がB国居住者に財貨・サービスを輸出した場合、どのような決済方法であれ、つまりA国通貨建て（自国通貨建て）であれB国通貨建て（外貨建て）であれ、A国はB国から支払いを受ける関係にある。このためこの輸出取引勘定は国際収支表の貸方、つまり左側に存在しており、ここに記帳される。この記帳の際の計算単位はどちらかの国の貨幣単位に統一されが必要であり、このためある一定時点でのA国通貨とB国通貨の為替相場か、あるいは一定期間の平均を計算した計算上の為替相場を定めて、それによる換算が行われなければならない。この換算方式によって国際収支は大きく変わることもある。

第3表 A国から見た場合の国際収支
(表中の番号は第1表の番号)

		貸方(受取り)	借方(支払い)
経常勘定	財貨・サービスの輸出 自国通貨建て輸出 外貨建て輸出		
資本勘定 (決済勘定)		②自国通貨建て資産の増加または負債の減少(先方勘定) ⑧外貨建て資産の増加または負債の減少(当方勘定)	
経常勘定		財貨・サービスの輸入 自国通貨建て輸入 外貨建て輸入	
資本勘定 (決済勘定)	①自国通貨建て負債の増加または資産の減少(先方勘定) ⑦外貨建て負債の増加または資産の減少(当方勘定)		
資本勘定	対外借入れ ⑤⑥自国市場 自国通貨建て、外貨建て ⑪⑫外国市場 自国通貨建て、外貨建て		
資本勘定 (決済勘定)		②自国通貨建て資産の増加または負債の減少(先方勘定) ⑧外貨建て資産の増加または負債の減少(当方勘定)	
資本勘定		対外貸付 ③④自国市場 自国通貨建て、外貨建て ⑨⑩外国市場 自国通貨建て、外貨建て	
資本勘定 (決済勘定)	①自国通貨建て負債の増加または資産の減少(先方勘定) ⑦外貨建て負債の増加または資産の減少(当方勘定)		

る。しかし、複雑になるのでここでは単位を省略してその総額が20単位であったとして、輸出20と記帳することにする。本稿では、理解を容易にするために、

受取りを意味する貸方勘定の価額はプラス符号で表示することにして、輸出+20と記帳しておくことにする。

次にこの輸出のための決済方法であるが、これについては、これまで詳しく検討してきており、この検討結果が第1表にまとめられている。A国通貨建て（自国通貨建て）輸出の場合、第1表の②の決済方法が行われ、この結果、A国所在銀行のB国所在銀行に対するA国通貨建て（自国通貨建て）の決済性資産の増加または負債の減少が発生している。B国通貨建て（外貨建て）輸出の場合、第1表の⑧の決済方法が行われ、この結果、A国所在銀行のB国所在銀行に対するB国通貨建て（外貨建て）の決済性対外資産の増加または負債の減少が発生している。いずれの通貨建てであれ、A国からみれば、A国所在銀行のB国所在銀行に対する決済性資産の増加または負債の減少の発生であり、その総額は20である。これは資産の増加または負債の減少があるので、資本勘定（決済勘定）の借方に20と記帳される。先と同様に本稿では、支払いを意味する借方勘定の価額はマイナス符号で表示することにして、-20と記帳しておくことにする。前述したように新マニュアルでは、資本勘定は財務勘定という名称に変更になっている。

決済勘定という用語は、ここではその理論的意味を明確にするために本稿で特に使用したものである。これは、資本勘定の内、対外決済のために発生した決済性の対外資産・負債関係の変化を特別に区分することによって、説明を容易にするためである。この意味での決済勘定には、銀行の決済性貸借関係の変化を記帳する勘定項目と公的当局の決済性貸借関係の変化を記帳する勘定項目が含まれる。日本の国際収支のこれまでの国内発表形式では、これらについて金融勘定という用語を使用していた。

銀行の決済性勘定項目には、銀行の対外資産・負債の変化の内、とくに対外決済のために発生した対外資産・負債の変化が含まれる。決済性対外負債の増加または資産の減少が貸方に、決済性対外資産の増加または負債の減少が借方に記帳される。日本の金融勘定では銀行の1年以内の短期対外資産・負債の変化をここに含めていたが、国際的な金融統合の進展とともに、銀行の対外資産・負債の変化を、1年を基準に決済性かそうでないかに区別することはますます

困難になってきた。この意味で、本稿で使用する決済勘定という用語は、1年以内の銀行の短期対外資産・負債の変化に限っているのではなく、対外決済と関係して発生した銀行のすべての資産・負債関係の変化を理論的に明らかにするために使用することにする。⁹⁾

なお、新マニュアルでは、このような長期資本・短期資本の区別は廃止された。日本の新しい国際収支でも、この区別がなくなり、また金融勘定も廃止されてしまった。¹⁰⁾

公的当局の決済性勘定項目は、中央銀行や政府などの通貨当局が、外国為替市場に介入した結果発生する外貨準備の増減や、これ以外に貨幣用金やSDR、IMFリザーブポジションなどの外貨準備が記帳されるものである。これらは、この国の对外支払いのための最後の準備手段となるものである。旧マニュアルでも新マニュアルでも、準備資産という名称で勘定項目として独立している。貸方に外貨準備の減少、借方に外貨準備の増加が記帳される。例えば前述したように、A国通貨当局が、A国通貨高・B国通貨安の是正のために外国為替市場に介入して、A国所在銀行相手にA国通貨を対価にB国通貨を買う操作を行えば、A国所在銀行の保有していたB国通貨建て（外貨建て）決済性資産は、通貨当局の保有するものとなり、外貨準備に加えられる。もし通貨当局が3単位の買介入を行い、外貨準備を3単位増加させたとすると、A国所在銀行の保有する決済性資産は、-17となるが、A国の保有する決済性資産の総額が-20であることは変わらない。

複式簿記の原理に基づいて、一つの取引を貸方と借方に同時に記帳したのであるから、貸方+20と借方-20を合計すればゼロになることは当然である。このようにして、+20という受取り行為の結果、支払い用の資産が増加してそれが-20の形態で存在すること、さらにこの支払い用の資産の増加の原因とその取引の性質が輸出という経済取引であったことが、一覧表で明らかになる。

A国居住者がB国居住者から財貨・サービスを輸入した場合、どのような決済方法であれ、つまりA国通貨建て（自国通貨建て）であれB国通貨建て（外貨建て）であれ、A国はB国に対して支払いを行う関係にある。このためこの輸入取引勘定は国際収支表の借方、つまり右側に存在しており、ここに記帳さ

れる。この総額を11単位とすれば、借方に輸入11と記帳される。本稿での記帳では、支払い勘定であるのでマイナス符号で表示して、輸入-11とする。

次にこの輸入のための決済方法であるが、これについても先に検討して第1表にまとめた。A国通貨建て（自国通貨建て）輸入の場合、第1表の①の決済方法が行われた結果、A国所在銀行のB国所在銀行に対するA国通貨建て（自国通貨建て）の決済性負債の増加または資産の減少が発生する。B国通貨建て（外貨建て）輸入の場合、第1表の⑦の決済方法によって、A国所在銀行のB国所在銀行に対するB国通貨建て（外貨建て）の決済性対外負債の増加または資産の減少が発生する。いずれの場合であれ、A国所在銀行のB国所在銀行に対する決済性負債の増加または資産の減少が発生し、その総額は11である。これは負債の増加または資産の減少であるので、資本勘定（決済勘定）の貸方に11と記帳される。本稿での記帳では、+11となる。

以上のモデルを基に、A国のある一定期間の経常取引の結果を、差額（ネット）で表せば、次の計算式が成立する。

$$\begin{array}{rcl} \text{財・サービスの輸出} & + & \text{財・サービスの輸入} = \text{経常収支} \\ (+20) & & (-11) \end{array} \quad (+9)$$

経常収支は+9の黒字であり、ネットの受取り超過になっていることを示している。他方、これらの取引結果を決済勘定の方から差額（ネット）で表せば、次の計算式が成立する。

$$\begin{array}{rcl} \text{財・サービスの輸出} & & \text{財・サービスの輸入} & & \text{経常収支に対応} \\ \text{に対応する決済勘定} & + & \text{に対応する決済勘定} & = & \text{する決済勘定} \\ (-20) & & (+11) & & (-9) \end{array}$$

決済勘定の収支は-9の赤字であり、この期間の対外経常取引の結果、対外決済手段の面から、対外資産の増加または負債の減少があったことを示している。つまり、自国通貨建て資産の増加または負債の減少とは、自国通貨建てで決済資金を貸し付けたか、あるいは自国に流動的資産として預けられている負債が外国による支払いに使用され減少したということである。また外貨建て資産の増加または負債の減少とは、外貨建て対外支払い手段が余剰になり、これをいつでも使用できる流動的資産の形態で外国に預けてあるか、あるいはそれ

を対外負債の返済に使用したことである。

次に、貸借関係を記帳する資本取引勘定をみてみよう。

A国居住者がB国居住者から借り入れ行為を行った場合、この借り入れ方法が間接金融方式であれ直接金融方式であれ、A国市場の利用であれB国市場の利用であれ、さらにA国通貨建て（自国通貨建て）であれB国通貨建て（外貨建て）であれ、A国はB国から支払いを受ける関係にある。このためこの対外借り入れを扱う資本勘定は、原理的には、国際収支表の貸方に存在しここに記帳される。A国市場（自国市場）を利用する場合が第1表の⑤と⑥、B国市場（外国市場）を利用する場合が第1表の⑪と⑫である。この総額を2単位とすれば、原理的に、そして本稿の方式では、貸方に+2と記帳されることになる。これらは対外負債の増加によってA国が支払いを受けるケースであるが、この外に対外資産の減少によってA国が支払いを受ける関係にたつ場合がある。A国行った対外貸付が満期を迎えるから返済を受ける場合である。この対外貸付の返済・回収は資産の減少であるので、原理的には、これも貸方に+表示で記帳される。本稿では先にも断わったように、表が複雑になるので第1表でも第2表でも、この返済・回收取引を省略した。

先に、記帳の方法について、原理的に、と限定を付けたが、これは資本勘定についての旧IMF方式（原表）の記帳形式がこれとは異なっているからである。本稿では、原理的・理論的意味を明快にするために、+表示は貸方、-表示は借方と整理して、上のような説明を行った。しかし、IMF方式（原表）の資本勘定の部では（本稿でいう決済勘定を含め）、左方に資産欄（自国資本）、右方に負債欄（外国資本）を設け、それぞれの欄に受取りを表すプラス符号と、支払いを表すマイナス符号を付けて、それぞれの増減が記帳されるのである。資産欄（自国資本）のマイナス符号は自国資本の対外貸付を、プラス符号はその返済・回収を表す。他方、負債欄（外国資本）のプラス符号は対外借り入れを、マイナス符号はその返済・回収を表す。上の例について言えば、負債の増加は左方の負債欄（外国資本）に+表示で、資産の減少は右方の資産欄（自国資本）に+表示で、記帳されることになる。

以上の対外借り入れの決済方法についても、先に検討し第1表にまとめた。自

国市場の利用であれ外国市場の利用であれ、A国通貨建て（自国通貨建て）借入れの場合には、②の決済方法が取られ、結果として、A国所在銀行のB国所在銀行に対するA国通貨建て（自国通貨建て）決済性資産の増加または負債の減少が発生する。B国通貨建て（外貨建て）借入れの場合には、⑧の決済方法が取られ、結果として、A国所在銀行のB国所在銀行に対するB国通貨建て（外貨建て）決済性資産の増加または負債の減少が発生する。その総額は2であるのでそのように資本勘定（決済勘定）の借方に記帳されるが、本稿では-2と記帳する。

A国居住者がB国居住者に対して貸付行為を行った場合、この場合にも、この貸付方法が間接金融方式であれ直接金融方式であれ、A国市場の利用であれB国市場の利用であれ、さらにA国通貨建て（自国通貨建て）であれB国通貨建て（外貨建て）であれ、A国はB国に対して支払いを行う関係にある。このためこの対外貸付を扱う資本勘定は、原理的には、国際収支表の借方に存在する。A国市場（自国市場）を利用する場合が第1表の③と④、B国市場（外国市場）を利用する場合が第1表の⑨と⑩である。この総額を14単位とすれば、原理的には、借方に-14と記帳される。これらは対外資産の増加によってA国が支払いを行うケースであるが、この外に、A国の対外負債が満期を迎える際に返済を行うため、A国が支払いを行う関係にたつ場合がある。これは負債の減少があるので、原理的に、そして本稿の方式では、借方に-表示で記帳されることになる。本稿では先にも断わったように、表が複雑になるので第1表でも第2表でも、この返済・償還取引を省略した。旧IMF方式（原表）では、資産の増加は左方の資産欄（自国資本）に-表示で、負債の減少は右方の負債欄（外国資本）に-表示で、記帳される。

以上の対外貸付の決済方法についても、先に検討し第1表にまとめた。自国市場の利用であれ外国市場の利用であれ、A国通貨建て（自国通貨建て）貸付けの場合には、①の決済方法が取られ、結果として、A国所在銀行のB国所在銀行に対するA国通貨建て（自国通貨建て）決済性負債の増加または資産の減少が発生する。B国通貨建て（外貨建て）貸付けの場合には、⑦の決済方法が取られ、結果として、A国所在銀行のB国所在銀行に対するB国通貨建て（外

貨建て) 決済性負債の増加または資産の減少が発生する。その総額は14で、資本勘定(決済勘定)の貸方に記帳されるが、本稿では+14と記帳する。

以上のモデルを基に、A国のある一定期間の資本取引の結果を、差額(ネット)で表せば、次の計算式が成立する。

$$\begin{array}{l} \text{対外借入れ} + \text{対外貸付け} = \text{資本収支} \\ (+2) \quad (-14) \quad (-12) \end{array}$$

資本収支は-12の赤字であり、ネットの支払い超過になっていることを示している。他方、これらの取引結果を決済勘定の方から差額(ネット)で表せば、次の計算式が成立する。

$$\begin{array}{l} \text{対外借り入れに} \quad \text{対外貸付に} \quad \text{資本収支に} \\ \text{対応する決済勘定} + \text{対応する決済勘定} = \text{対応する決済勘定} \\ (-2) \quad (+14) \quad (+12) \end{array}$$

決済勘定の収支は+12の黒字であり、この期間の資本取引活動の結果、対外決済手段の面で、対外負債の増加または資産の減少があったことを示している。つまり、自国通貨建て負債の増加または資産の減少とは、自国に流動的資産として預けられている負債が増加したか、あるいは返済を受けて自国通貨建て資産が減少したということであるし、外貨建て負債の増加または資産の減少とは、外貨建て対外支払い手段が不足し、このため外国からの借入れに頼らざるを得なかつたか、あるいは外国に預けてある外貨建て流動的資産を取り崩したことである。

以上の経常収支とその決済勘定、そして資本収支とその決済勘定を合計すれば、次のような計算式が成立する。この合計がゼロになるのは、複式簿記の原理からいって、当然のことである。なお、実際の国際収支は、前述したように誤差脱漏部分があるので、これを加えて(調整して)ゼロになる。ここでは誤差脱漏部分を無視して取り扱うこととする。

$$\begin{array}{l} (\text{経常収支} + \text{その決済勘定}) + (\text{資本収支} + \text{その決済勘定}) = 0 \\ (+9) \quad (-9) \quad (-12) \quad (+12) \end{array}$$

決済勘定を一つにまとめるようにして、この計算式を組替えると、次のようになる。

$$(経常収支 + 資本収支) + (決済勘定 + 決済勘定) = 0$$

(+ 9)	(- 12)	(- 9)	(+ 12)
-------	--------	-------	--------

この式は、左方の（経常収支+資本収支）に表わされた経常取引と資本取引の総合的な結果が、右方の（決済勘定+決済勘定）によって、決済（ファイナンス）されたことを示している。この（決済勘定+決済勘定）には、いずれの国の国民金融要素が国際決済機能として働いた場合であれ、A国からみた決済性資本移動の総合結果が、決済性対外資本・負債の増減額として示されている。

ちなみに、この式の（経常収支+資本収支）と（決済勘定+決済勘定）の間に線を引き、式を縦に起こせば、これまでの日本の国際収支の国内発表形式となる。線の上（アバブ・ザ・ライン）には、それぞれの取引動機と要因によって発生した経常取引と資本取引の結果が総合的に明らかにされ、この経常収支+資本収支は総合収支として表されるが、線の下（ビロウ・ザ・ライン）は、金融勘定として取りまとめられ、この決済のために必要となった資本取引を表すことになる。金融当局が積極的に外国為替市場に出動した場合にも、その結果発生した外貨準備の増減関係がここに記帳されている。ただし、対外支払い準備の増減を符号がそのまま数量的に示すようにするため、金融勘定の符号は逆にされ、上の式の例では支払い準備の減少を示すところの-3として表される。

本稿のモデルでは、経常収支は黒字でも、資本収支がそれを3単位上回って赤字であるため、これを総計した総合収支は赤字で-3の支払い超過となっている。この差額は、+3の受取超過を示している決済勘定の黒字、つまり銀行による短期負債の増加かまたは資産の減少、あるいは金融当局の準備資産の減少によって埋め合わせられたのである。これまで仮定上の単位数値をもとに話を進めてきたが、実はこれは日本のバブル発生期である1987年前後の国際収支構造をモデルに、それと近似的な割合の数値にしたものである。この時期は、円高不況対策と対米ドル防衛のための低金利政策によって、政策的な資本過剰が巨大な規模で発生させられ、これが対外投資に向かったケースである。輸出で稼いだ外貨以上に対外投資が行われたため、この超過分が決済性対外負債によって埋め合わせられたのである。¹¹⁾

ちなみに、B国の国際収支構造については、A国の国際収支構造と正反対に

なる。符号を逆にしたものがその国際収支構造である。経常収支は赤字で、資本収支は黒字となり、総合収支は+3の受取超過、決済勘定は-3の支払い超過である。これは当時のアメリカの国際収支構造に類似することになる。¹²⁾

資本勘定項目を一つにまとめるようにして、上の計算式を組替えると、次のようなになる。

$$(\text{経常収支}) + (\text{資本収支} + \text{決済勘定} + \text{決済勘定}) = 0 \\ (+9) \quad (-12) \quad (+12) \quad (-9)$$

この式は、前述したように、旧と新のIMFの国際収支（原表）の発表形式である。経常勘定と資本勘定に2大区分されているのである。右方に括弧でくくられた資本勘定には、国際貸借機能の現れである資本収支勘定と国際決済機能の現れである決済勘定がひとつにまとめられるため、ここには前節でみてきた国際金融機能のすべてが集約されている。いずれの国の国民金融要素が機能した場合であれ、ここにはA国からみた貸借性資本移動と決済性資本移動の総合結果が、対外資本・負債の総括的な増減額として示されているのである。なお新マニュアルでは、先にも述べたように、国際収支表から銀行の決済性勘定を区別して把握することはできなくなった。記帳上だけではなく現実にも区別が困難になっていることは前述した。ただし、決済のために生じた資産・負債関係の変化は現実に存在する。

上の計算式の資本勘定のところを合計して、経常勘定と資本勘定の2大取引勘定区分のネット（差額）で表示すれば、次のようになる。

$$(\text{経常勘定}) + (\text{資本勘定}) = 0 \\ (+9) \quad (-9)$$

資本勘定のなかにある、資本収支とその決済勘定は相殺され、結果として経常収支の決済勘定だけが資本勘定のなかに残る。資本勘定におけるネットの-9は支払い超過を示しているが、これは経常収支の差額である+9の受取り超過が生み出したものである。

一般に、国際収支でみたある一定期間における対外資産・負債のネットの増減額（ネット・フロー）は、資本取引（銀行の決済取引や政府の外貨準備などの公的取引もふくめた広義の資本取引）によって引き起こされたものではなく、

すべて財やサービスなどの経常取引によってもたらされたものである。これは支払いと逆の方向に移動した財やサービスはそれぞれの国で費消されてしまうがこの支払いのために生じた対外資産・負債関係だけが残るからである。¹³⁾

国際収支統計は、以上のように、財貨、サービス、資本の移動とその決済関係の結果を、事後的に数量として集計したものである。これらの移動の集計結果としてある国のある一定期間の国際収支構造がきまる。本稿では日本のバブル期をモデルにした国際収支構造を取り上げたが、いろんな組合せによる構造やタイプが存在するし、想定も可能である。資本不足国から資本過剰国へ国民経済が成熟・発展するという法則を基にした国際収支構造の発展段階説も存在する。しかし、国際収支統計は数量的な集計総括であるので、財貨・サービス・資本の移動の、それぞれの次元でのそれぞれの運動要因について、詳しく語ってくれるわけではない。また、これは国境という地域単位で区切った総括であるので、企業内取引（同一国籍の企業間取引）であっても、外国との取引として集計されてしまう問題もある。これには連結国際収支などの集計方法も提案されている。¹⁴⁾

V おわりに

本稿の目的は、2国モデルにおける国際金融機能のメカニズムを具体的・実務的に明らかにすることであり、それ以上に、研究上の重要課題を提起するものでなければ、それを検討するものでもない。説明を容易にするため筆者が工夫したことはあるが、ここで展開したことは、通常の実務書や専門書で語られていることである。

ただし、本稿の展開から新たに明らかになったことが、一つある。

それは、決済や貸借の国際金融機能を遂行するために、および遂行されることによって、A国の国民金融要素機関とB国の国民金融要素機関の相互の連関性が強まることである。例えば、A国所在銀行は、B国所在銀行と国境をこえて継続的な取引上の債権・債務関係で深く結ばれるようになり、さらにB国金融当局とも資産運用を委ねられるなどの関係をもち、さらにB国所在の乙とは

債権・債務の顧客関係を形成する。また、金融主権の範囲内であるが、A国所在銀行はA国金融当局とも、さらにA国所在の甲とも債権・債務関係で結ばれている。A国所在の甲についてみれば、B国所在の乙との間に決済や貸借上の関係があるのは当然であり、そもそもこれを出発点として国際金融機能の必要性が生まれたのである。甲と乙の決済と貸借を通じた取引関係が増大すればするほど、両国の金融要素間の債権・債務関係は累積的に増大していく。さらに甲はB国所在銀行とも債権・債務の顧客関係を形成する。当然、B国の側からもこれらと同様の関係を見ることができる。

これらの相互連関のなかでもとりわけ、A国所在銀行とB国所在銀行の債権・債務関係は、国際的な銀行間市場（インターバンク市場）を形成し、国際決済システムと国際貸借システムを結びつけ、国際金融システムの中核に位置するものである。A国所在銀行とB国所在銀行が本支店関係にある場合には、言うまでもなく両者の関係はとくに親密なものになる。これらの相互連関の意義を評価するためには、債権・債務の差額（ネット・ベース）ではなく、債権・債務の両建て関係（グロス・ベース）で、評価することが必要である。¹⁵⁾

ところで、前稿の分析では、国際金融システムは、異なった金融主権と制度様式で形成された複合的システムとして、そして対立・競争するシステムとして分析された。したがって、本稿で明らかになった要素連関は、このような複合的・競争的な土台の上で形成されていたのである。その意味で、このような国際金融現象を複合的要素連関と定義することは可能である。財貨・サービス・資本の国境をこえた移動が増大すればするほど、複合的制度環境の下で対立・競争を強めつつ、同時に連関性も強まっていく国際金融システム、現代の国際金融の問題点を解く鍵はここにある。

注)

1) 本稿の前編にあたるのが、拙稿〔1995〕である。これは、仮想上のA国、B国を対象に、両国で資本移動がまったく自由化された高度な段階を抽象的・理論的に設定し、この状況での国際金融システムの基本的特性について検討したものである。

これは現実のモデルではないとしても、国家間競争によって資本移動の自由化や国際金融市场の高度化が進展すればするほど、この抽象的・理論的モデルの現実性が高まってくるのである。

- 2) 本稿の執筆に際して、以下の専門書、実務書を参考にした。とりわけ、宮田達郎 [1986] は、明瞭で的確な解説がなされた優れた実務書である。足立禎 [1986]、古海建一 [1990]、原信 [1982] [1992]、大佐正之 [1982]、海保幸世 [1993]、河合正弘 [1994]、千野忠男監修、小栗藏男・徳江清司編著 [1988]、岡垣憲尚 [1989]、宮田達郎 [1986]、和島雄三・樋口洋朗・尾崎忠・山下囁次 [1987]。
- 3) 拙稿 [1983] は、ケインズの著書『貨幣改革論』と『貨幣論』を分析して、彼の提唱した「管理通貨論」を検討したものである。彼が不換銀行券の管理システム性に注目したことを評価しつつ、その制御能力の過大評価を批判的に考察した研究である。
- 4) ケインズはこのアイディアを基に、処女作、*Indian Currency and Finance*, 1913, (邦訳、『インドの通貨と金融』ケインズ全集第1巻、東洋経済新報社、昭和52年) を著した。
- 5) カール・マルクスは、『資本論』で、貨幣交換業務から貨幣取引業務（貨幣取引資本）が発生したことを、次のように述べている。「このような、資本の機能によって必要とされる技術的な操作は、分業が進むにつれて、可能なかぎり資本家階級全体のために一つの部類の担当者または資本家によって専有の機能として行われるようになり、あるいはまた彼らの手に集中するようになる。(中略) それは特殊な業務となる。またそれが特殊な業務としてこの階級全体の貨幣機構のために行われるので、それは集中されて大規模に営まれるようになる。(中略) 貨幣の払い出し、収納、差額の決済、当座勘定の処理、貨幣の保管などは、これらの技術的な操作を必要とさせる行為から分離して、これらの機能に前貸しされる資本を貨幣取引資本にするのである。
- (中略) それだから、貨幣取引業、すなわち貨幣商品を扱う商業も国際的交易から発展するのである。いろいろな国内铸貨が存在するようになれば、外国で買い入る商人は、自国铸貨を現地の铸貨に、また逆の場合には逆に、両替えしなければならない。こうして両替業が生まれるのであるが、これは近代的貨幣取引業の自然発生的な基礎の一つとみなすべきものである。そこからまた為替銀行が発展してきて、そこでは銀（または金）が流通铸貨とは区別された世界貨幣として——今では銀行貨幣または商業貨幣として——機能する」カール・マルクス『資本論』第3巻、第19章貨幣取引資本、395頁から396頁、大月書店。
- 6) 先方勘定、当方勘定は、同一勘定を異なる立場からみたときの呼称であること、および実際の決済機能は、先方勘定によって実施されることについては、次の解説が詳しい。

「外国為替取引における為替決済勘定の分類として当方勘定（Our Account）と

先方勘定 (Their Account) の区分がある。これは異なる二つの勘定の区分ではなく、一つの勘定を異なる立場からみた区分である。たとえば、東京のA支店がニューヨークのB支店に米ドルの決済勘定を開設したとする。この米ドルの決済勘定を開設する者（預託者）のA支店からみたときに当方勘定といい、勘定の開設を受けた支店（受託者）すなわちB支店からみたときに先方勘定と呼ぶのである。これは、あたかも顧客が銀行に当座預金を開設したとき、その勘定を顧客の立場からみた場合（当方勘定に相当）と、銀行の立場からみた場合（先方勘定に相当）との区別と同じである。ここで重要なことは、実際に資金の受払いが行われるのは銀行に開設された当座預金（先方勘定）においてであり、預金者の帳簿上の当座預金（当方勘定）は先方勘定（本勘定）の手控えであって、当方勘定は先方勘定の控勘定であるといえよう」千野 [1988] 169頁。

「先方勘定はある特定の勘定を受託銀行すなわち勘定の開設場所たる銀行の側からみたときの呼び名であることは上述のとおりであるが、およそ資金の受払いが行われるのは勘定の開設場所、あるいは所在場所でしかありえない。被仕向銀行が仕向銀行の指図により、顧客を相手方として勘定の出し入れを行ったり、あるいは両行相互間の債権債務の決済のために資金の授受を行うのは、まさにこの先方勘定においてなのである。

しからば当方勘定とは何か。それは同じ勘定を勘定の預託銀行の側からみた呼称にはほかならない。すなわちこのときは勘定は預託銀行の手元ではなく、相手方の側にあるのである。資金の受払いは相手方にある先方勘定で行われるのであるが、その勘定の開設者、預託者として自ら記録をとどめておかねばならない。この記録が当方勘定にはかならない。先方勘定が本勘定で当方勘定はその控勘定、メモランダム勘定といってよからう。

外国為替においては、①決済勘定として单一の口座しかないという事実、②したがって現実の資金の受払いはここで行われるよりほかはないという認識、③そしてその勘定を受託者たる銀行の側からみて先方勘定とよぶという三つの事柄から、およそ為替決済勘定の貸借記の時点を先方勘定における現実の資金の受払いの時点に一致させるのがもっとも自然ではないかという考え方がでてくる。これが現行の仕訳の基本的考え方にはかならない。したがって第1原則は先方勘定基準の原則だということになる」宮田達郎 [1986] 42から43頁。

- 7) 世界銀行 (The World Bank), 国際通貨基金 (International Monetary Fund), 国際決済銀行 (Bank for International Settlement), 経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development) の、四つの国際機関は、それぞれが調査・公表している国際債務統計について、それぞれの定義を明らかにするとともに、共通の基準を作る作業を行うため、ワーキング・グループを結成した。この研究報告書が、An International Working Group on External Debt Statistics [1988] である。この122頁から127頁にかけて、四つの

国際機関の対外債務統計の比較一覧表が掲載されていて、そこにはそれぞれの統計のカバーの範囲や除外項目が整理されているので、有益である。International Monetary Fund [1992] は IMF 統計について検討したものである。BIS 統計について検討したものが、拙稿 [1993] である。

- 8) 国際収支の解説、および IMF 新マニュアルについては、次の文献を参考にした。東京銀行調査部 [1994]、大蔵省国際金融局総務課 [1994]、International Monetary Fund [1977]、犬田章 [1965] [1966]、深尾光洋 [1988] [1990]、International Monetary Fund [1992] [1993]、林和郎・中川洋一 [1994]、田中和子 [1994]。
- 9) 国際収支の金融勘定についての分析は、佐藤幸典 [1992] に詳しい。また、今日では、以前の日本のように総合収支と金融勘定に国際収支を分ける意義が薄れることについて、深尾光洋 [1988] (p.51) は、為銀が海外支店の勘定に計上してあった取引を本邦店の勘定に移しかえるだけで巨額の国際資本移動が発生すること、為銀の国際金融取引に占める円建て取引の割合が上昇して、為銀ポジションが為銀の外貨建て対外短期純資産ではなくなってきたこと、為銀の本邦店の外国証券活動や円・外貨での中長期貸出が増加したため、これをビロウ・ザ・ラインの為銀ポジションと切り離して考えることはできなくなったこと、東京オフショア市場の「外一外取引」がここに計上されるようになったことを、挙げている。佐藤幸典 [1992] も、本支店勘定の機能が変質しつつあること、また内田昌廣 [1990] は、能動的資本操作としての本支店勘定の役割が大きくなっていることを、実証的に分析している。
- 10) 日本の新しい国際収支は、1996年3月に発表される1996年1月分の統計から新方式に切り替わる。新マニュアルに沿った改正であって、経常収支と資本収支に大別され、経常収支ではサービス項目が細分化され、資本収支では、1年を基準とした長短の区別を廃止し、全体を直接投資、証券投資、その他投資に区分する。金融派生商品の取引実体を把握する項目が追加されている。金融勘定は廃止される。外為公認銀行の資本取引は資本収支に組み込まれる。また従来の円・ドル二本建ての発表から、円建てのみに切り替わる。
- 11) 80年代後半の日本の対外資産・負債構造（対外ポジション）は、短期借り（本稿の例では+3）の長期貸し（本稿の例では-12）になっている。この事態を指して、中尾茂夫 [1991] は、日本を「又貸し国家」であると規定した。しかし、これは、あくまで日本のこの時期の国際収支構造の特徴を表すためにと、限定をつけて妥当するものである。この規定を日本の国際収支の構造的特徴であるとか、日本の対外金融の構造的特徴であるとまでその意味を広げれば、不適切になる。このような国際収支構造が発生するか否かは、経常収支黒字以上に对外投資が行われるかどうかにかかっており、これは資本の国際的な移動を引き起こしている要因、例えば日米金利格差や為替相場、日米経済摩擦の動向（貿易摩擦を避けるための直接投資）、

さらに日米の金融当局の金融政策運営の関係などによって、決まるものだからである。現に1990年代の最初には、バブル崩壊のため対外投資が縮小してこのような構造が消滅した。

80年代の日本の国際収支構造と資金移動の分析についての業績には、中尾茂夫 [1991]、奥田宏司 [1992]、松村文武 [1993] がある。いずれもアメリカの経常収支赤字のファイナンスの役割を、日本が果してきたことを基調としての優れた実証分析である。松村文武 [1993] は、日本が従属的な対米協調金融政策を取ってきたことを「体制支持金融」と規定した。

- 12) アメリカの経常収支赤字の推移と債務国への転落については、松村文武 [1985] [1988] [1993] の一連の優れた実証研究がある。70年代と80年代のマネー循環の分析については、向井寿一 [1988] の研究がある。またアメリカのマクロ経済調整の失敗の尻ぬぐいを日本がさせられたことを分析した文献は、坂井昭夫 [1991] である。

International Monetary Fund [1991] (pp.1-18) は、70年代と80年代の世界のキャピタル・フローについて、次の四つのトレンドが見受けられると分析している。第1に、先進国間のネットとグロスの資本フローの急激な規模拡張があったこと、および主要な国民金融市場へ外国の投資家と金融機関が大挙して参入したことである。第2に、先進国における為替管理の緩和と金融市場の自由化の進展が、競争を刺激し、国内市場とオフショア市場の統合を促進したことである。第3に、公的資本フローよりも民間の資本フローが、70年代と80年代の、歴史的に大規模な先進国の経常収支赤字と財政赤字をファイナンスした源泉だったこと、および銀行よりも証券市場を通じた資本フローが多かったことである。第4に、70年代の債務危機以後、80年代に途上国は国際金融市场へのアクセスを制約させられたことである。また、Turner P. [1991] も、同様に、80年代の資本移動の特徴として、先進国相互の取引の増加、投資の増加ではなく貯蓄代替としての資本流入、先進国相互の直接投資の増加、資本フローの証券化の四つの特徴を挙げ、詳しい実証分析をしている。

- 13) 本稿の数値モデルでは、9単位がネット・フロー、12単位がグロス・フローである。対外資産・負債のネット・フローとグロス・フローについては、その意義と役割を区別することが必要である。次の説明が明快である。

「ネットのキャピタル・フローは、貿易収支や経常収支の不均衡によって発生した実物資源の移転の金融上の見返りになるものであって、この貿易収支や経常収支の不均衡はある国で貯蓄と投資が不均衡である場合にのみ発生するのである。グロスのキャピタル・フローは、個人や企業が発行し保有している金融債権の形態を調整することを可能にし、ポートフォリオの流動性の改良とリスクの分散に重要である。グロスのキャピタル・フローは、国家間で相互に相殺されるので、実物資源の移転に関係することはない。」 International Monetary Fund [1991], p. 1.

- 14) 「連結国際収支表」の提案は、久保田勇夫 [1988]。なお、深尾光洋 [1988]

(p. 54) も、これについて「すべての法人の連結を行うことは、統計作成上も非常な困難を伴うと考えられるが、金融機関については、その全世界ベースの取引の把握は比較的容易と考えられる」と評価する。

- 15) 國際的銀行間市場（インター・バンク市場）について、調査・分析した優れた文献には、次のものがある。Bank of England [1981], Herring R. J. [1985], Bank for International Settlement [1983] [1992]。

International Monetary Fund [1991] (p. 5) は、グロスの資本フローの80年代の急激な成長ぶりとその規模について、次のように言う。「より急激な拡張はグロスの資本フローの規模についても発生した。それは国境をこえた銀行貸付と証券の流通の増加、オフショア市場（ユーロ・カレンシー市場）の発展、そして外国金融機関の国民市場への参入を反映していたのである。例えば、国際貸付残高（銀行の再預金を除く）は、1973年12月の1750億ドル（先進国のGNPの5%）から、1989年9月には2兆4900億ドル（先進国のGNPの17%）まで増大した。ユーロ・カレンシーと外国債の残高も、1982年の2590億ドル（先進国のGNPの3%）から、1988年には1兆850億ドル（先進国のGNPの8%）まで増大したのである。」

[参考文献]

- An Internatinal Working Group on External Debt Statistics [1988] *External Debt: Definition, Statistical Coverage and Methodology*, OECD.
- 足立楨 [1986] 『外国為替実務—為替リスク回避の高等戦略』 同文館。
- Bank for International Settlement [1983] *The International Interbank Market: A Descriptive Study*, Monetary and Economic Department, BIS Economic Papers, No. 8, July.
- Bank for International Settlement [1992] *Recent Developments in International Interbank Relation: Report prepared by a Working Groups established by the Central Banks of the Group of Ten countries.* (邦訳、日本銀行オフバランス取引研究会 [1993] 『変貌する国際金融市场』 金融財政事情研究会.)
- Bank of England [1981] “Eurobank and Inter-bank Market”, *Bank of England Quarterly Bulletin*, September.
- 深尾光洋 [1988] 「日本の為替管理の自由化と国際収支構造の変化」 日本銀行金融研究所『金融研究』第8巻4号。
- [1990] 『実践ゼミナール 国際金融』 東洋経済新報社。
- 古海建一 [1990] 『外国為替入門』 日本経済新聞社。
- 林和郎・中川洋一 [1994] 「IMFの新しい国際収支マニュアル」『東銀経済四季報』1994年夏。

- 犬田章 [1965] 「国際収支関係の諸統計について」『財政金融統計月報』1965年5月.
- [1966] 「IMF方式国際収支統計について」『財政金融統計月報』1966年6月.
- 原信 [1982] 『為替リスク』有斐閣.
- [1992] 『国際金融概説』有斐閣.
- Herring R. J. [1985] "The Interbank Market", Paolo Savona and George Sutija ed., *Eurodollars and International Banking*.
- International Monetary Fund [1977] *Balance of Payments Manual*, Forth Edition.
- International Monetary Fund [1991] *Determinants and Systemic Consequences of International Capital Flows: A Study by the Research Department of the International Monetary Fund*, Occasional Paper 77, March.
- International Monetary Fund [1992] *Report on the measurement of International Capital Flows*, September.
- International Monetary Fund [1993] *Balance of Payments Manual*, Fifth Edition.
- 海保幸世 [1993] 『世界市場と国際収支』ミネルヴァ書房.
- 紀国正典 [1983] 「J.M.ケインズの『管理通貨論』について」高知大学経済学会『高知論叢』第16号.
- [1993] 「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー——BIS統計の検討——」高知大学経済学会『高知論叢』第48号.
- [1995] 「国際金融システム——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号.
- 久保田勇夫 [1988] 『世界を動かす日本』財形詳報社.
- 河合正弘 [1994] 『国際金融論』東京大学出版会.
- 松村文武 [1985] 『現代アメリカ国際収支の研究』東洋経済新報社.
- [1988] 『債務国アメリカの構造』同文館.
- [1993] 『体制支持金融の世界』青木書店.
- 向井寿一 [1988] 『世界マネー循環と多国籍銀行』有斐閣.
- 中尾茂夫 [1988] 『世界マネーフロー』同文館.
- [1991] 『ジャパン・マネーの内幕』岩波書店.
- 大佐正之 [1982] 『為替相場の基礎知識』東洋経済新報社.
- 岡垣憲尚 [1989] 『外国為替の操作』金融図書コンサルタント社.
- 奥田宏司 [1992] 『日本の国際金融とドル・円一本邦外国為替銀行の役割』青木書店.
- 大蔵省国際金融局総務課 [1994] 『図説国際金融』(隔年改訂) 財形詳報社.
- 坂井昭夫 [1991] 『日米経済摩擦と政策協調』有斐閣.
- 佐藤幸典 [1992] 「近年における国際収支『金融勘定』の動向について」大蔵省『調

- 査月報』第81巻4号.
- 須田美矢子編 [1992]『対外不均衡の経済学』日本経済新聞社.
- 千野忠男監修、小栗藏男・徳江清司編著 [1988]『新版銀行経理の実務』金融財政事情研究会.
- 東京銀行調査部 [1994]『国際収支の経済学』有斐閣.
- 田中和子 [1994]「IMFの新しい国際収支マニュアル」『国際金融』1994年3月1日号.
- Turner P. [1991] *Capital Flows in the 1980s: A Survey of Major Trends*, BIS Economic Papers, No.30, Bank for International Settlement: Monetary and Economic Department, April.
- 宮田達郎 [1986]『新版外国為替の計理』金融図書コンサルタント社.
- 内田昌廣 [1990]「本邦為替銀行の国際ポジション——その全容とダイナミズムに関する一考察——」『東京銀行月報』1990年6月号.
- 和島雄三・樋之口洋朗・尾崎忠・山下啓次 [1987]『新銀行実務総合講座（6）外国為替』金融財政事情研究会.